

第十九章 紛争解決

第十九・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「申立国」とは、第十九・六条（協議）1の規定に基づいて協議を要請する一又は二以上の締約国をいう。

(b) 「全紛争当事国」とは、申立国及び被申立国をいう。

(c) 「紛争当事国」とは、申立国又は被申立国をいう。

(d) 「被申立国」とは、第十九・六条（協議）1の規定に基づいて協議を要請される締約国をいう。

(e) 「手続規則」とは、RCEP合同委員会が採択するパネル手続のための手続規則をいう。

(f) 「第三国」とは、第十九・十条（第三国）2の規定に基づいて通報する締約国をいう。

第十九・二条 目的

この章の規定は、この協定の下で生ずる紛争の解決のための効果的かつ効率的な、及び透明性がある規則及び手続を定めることを目的とする。

第十九・三条 適用範囲（注）

注 非違反措置に関する申立ては、この協定の下では認められない。

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、次の(a)の事項及び(b)の場合について適用する。

(a) この協定の規定の解釈及び適用に関する締約国間の紛争の解決

(b) 締約国が、他の締約国の措置がこの協定に基づく義務に適合しないと認める場合又は他の締約国がこの協定に基づく自国の義務を履行しなかったと認める場合

2 第十九・五条（場の選択）の規定に従うことを条件として、この章の規定は、締約国が締結している他の協定により利用可能な紛争解決手続を利用する当該締約国の権利を害するものではない。

第十九・四条 一般規定

1 この協定は、解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。

2 パネルは、また、この協定に組み込まれた世界貿易機関設立協定の規定に関し、WTOの紛争解決機関によって採択されるWTOの小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討する。パ

ネルの認定及び決定は、この協定に基づく権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に基づく権利及び義務を減ずることはできない。(注)

注 この協定に組み込まれていない世界貿易機関設立協定の規定に関し、締約国は、この2の第一文の規定が、パネルがWTOの紛争解決機関によって採択されるWTOの小委員会及び上級委員会における関連する解釈について検討することを妨げるものではないことを確認する。

3 この章の規定に従って行われる全ての通報、要請及び回答は、書面によるものとする。

4 全紛争当事国は、紛争について相互に合意する解決を得るため、紛争のあらゆる段階において、協力及び協議を通じてあらゆる努力を払うよう奨励される。全紛争当事国は、相互に合意する解決が得られた場合には、他の締約国に対してその合意の条件を共同で通報する。

5 この章に定める期間については、全紛争当事国の合意により変更することができる。ただし、その変更が第十九・十条(第三国)に定める第三国の権利を害しない場合に限る。

6 締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が他の締約国がとる措置によって侵害されていると認める場合において、その紛争を迅速に解決することは、この協定が効果的に機能し、

かつ、締約国の権利と義務との間で適正な均衡が維持されるために不可欠である。

第十九・五条 場の選択

1 紛争が、この協定に基づく権利及び義務に関するものであり、かつ、全紛争当事国が締結している他の国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であつてこの協定に基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができるとし、また、その選択した場以外の場合を利用してはならない。

2 この条の規定の適用上、申立国は、第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に従つてパネルの設置を要請した場合又は他の国際貿易協定若しくは国際投資協定に従つて紛争解決委員会若しくは紛争解決のための裁判所の設置を要請し、若しくはこれらに事案を付託した場合には、紛争を解決するための場を選択したものとする。

3 この条の規定は、全紛争当事国がこの条の規定を特定の紛争について適用しないことを書面により合意する場合には、適用しない。

第十九・六条 協議

1 締約国は、第十九・三条（適用範囲） 1 に定める事案について、他の締約国との協議の要請（以下この章において「協議要請」という。）を行うことができる。被申立国は、申立国が行う協議要請について妥当な考慮を払い、及びその協議のための適当な機会を与える。

2 1 の規定に基づいて行われる協議要請には、当該協議要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。）を示す。

3 申立国は、1 の規定に基づいて行う協議要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

4 被申立国は、1 の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日を記載した申立国への通報を行うことにより、当該協議要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該協議要請が行われた日が、被申立国が当該協議要請を受領した日とみなされる。被申立国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

5 被申立国は、次のことを行う。

- (a) 1 の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後七日以内に当該協議要請に回答すること。
- (b) 他の締約国に対して(a)に定める回答の写しを同時に提供すること。

6 被申立国は、次のいずれかの期間内に協議を開始する。

(a) 緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後十五日の期間

(b) その他の事案については、1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後三十日の期間

7 全紛争当事国は、誠実に協議に参加するものとし、協議を通じて相互に合意する解決を得るようあらゆる努力を払う。このため、全紛争当事国は、次のことを行う。

(a) 事案について十分に検討すること（問題となっている措置がこの協定の実施又は適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう当該協議の過程において十分な情報を提供すること。

(b) 当該協議の過程において交換される秘密の又は財産的価値を有する情報を、当該情報を提供する締約国と同様の条件で取り扱うこと。

(c) 事案について責任を有し、又は事案に関する専門知識を有する政府機関その他規制機関の職員を当該協議において関与させることを可能とするよう努めること。

8 協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとする

る。

9 全紛争当事国以外の締約国は、協議について実質的な貿易上の利害関係を有すると認める場合には、3に規定する協議要請の写しを受領した日の後七日以内に、全紛争当事国に対し、当該協議に参加することを希望する旨の通報を行うことができる。当該通報を行う締約国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。当該通報を行う締約国は、全紛争当事国が同意する場合には、当該協議に参加することができるとができる。

第十九・七条 あっせん、調停又は仲介

1 全紛争当事国は、いつでも紛争解決の代替的な方法（あっせん、調停及び仲介を含む。）を任意にとることを合意することができる。当該紛争解決の代替的な方法のための手続は、いつでも開始することができる。また、いずれの紛争当事国も、いつでも終了することができる。

2 全紛争当事国が合意する場合には、1に規定する手続は、この章の規定に基づいてパネルが事案を検討している間も、継続することができる。

3 1に規定する手続に係る過程及び当該過程において紛争当事国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その

後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとする。

第十九・八条 パネルの設置の要請

1 申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国への通報を行うことにより、事案を検討するためのパネルの設置の要請（以下この章において「パネル設置要請」という。）を行うことができる。

(a) 被申立国が次のいずれかのことを行わない場合

(i) 第十九・六条（協議） 5 (a)の規定に従って協議要請に回答すること。

(ii) 第十九・六条（協議） 6の規定に従って協議を開始すること。

(b) 次のいずれかの期間内に協議によって紛争を解決することができない場合

(i) 緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、被申立国が第十九・六条（協議） 1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後二十日の期間

(ii) その他の事案については、被申立国が第十九・六条（協議） 1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後六十日の期間

2 1の規定に基づいて行われるパネル設置要請には、問題となっている特定の措置を明示するとともに、

パネルが取り扱う申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠（この協定の関連規定を含む。）についての詳細であつて、問題を明確に提示するために十分なものを付する。

3 申立国は、1の規定に基づいて行うパネル設置要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

4 被申立国は、1の規定に基づいて行われたパネル設置要請を受領した日を記載した申立国への通報を行うことにより、当該パネル設置要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該パネル設置要請が行われた日が、被申立国が当該パネル設置要請を受領した日とみなされる。被申立国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

5 1の規定に基づいてパネル設置要請が行われた場合には、パネルが第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置される。

第十九・九条 複数の申立てに関する手続

1 二以上の締約国が同一の事案に関するパネルの設置又は再招集を要請する場合において、実行可能なときは、当該事案に関する複数の申立てを検討するために単一のパネルを設置し、又は再招集すべきである。

2 単一のパネルは、別々のパネルが複数の申立てを検討したならば全ての紛争当事国が有したであろう権利がいかなる意味においても侵害されることのないように、検討を行い、かつ、全ての紛争当事国に対して認定及び決定を提出する。

3 同一の事案に関する複数の申立てを検討するために二以上のパネルが設置され、又は再招集される場合には、全ての紛争当事国は、同一の個人がそれぞれのパネルの構成員を務めることを確保するよう努める。それぞれのパネルは、自己の検討の日程について調整が図られることを最大限可能な限り確保するため、相互に及び全ての紛争当事国と協議する。

第十九・十条 第三国

1 全紛争当事国及び他の締約国の利害関係は、パネルの手續において十分に考慮される。

2 パネルに付託された事案について実質的な利害関係を有する締約国は、次のいずれかの規定に基づいて要請が行われた日の後十日以内に全紛争当事国に対して自国の利害関係を通報することができる。

(a) 第十九・八条（パネルの設置の要請） 1の規定

(b) 第十九・十六条（履行状況の審査） 1の規定

(c) 第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止） 13の規定

通報を行う締約国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

3 2の規定に基づいて自国の実質的な利害関係を通報する締約国は、第三国としての権利及び義務を有する。

4 各紛争当事国は、秘密の情報を保護する場合を除くほか、中間報告書が発出される前に作成する意見書、口頭による陳述を書面にしたもの及び質問に対する書面による回答をパネルに提出する時に、これらの文書を各第三国に利用可能なものとする。

5 第三国は、次の権利を有する。

(a) 秘密の情報を保護する場合を除くほか、パネルが中間報告書を発出する前に全紛争当事国と行う第一回審理及び第二回審理に出席する権利

(b) 第一回審理の前に意見書を少なくとも一度提出する権利

(c) 第一回審理中に特別に開催される会合において、パネルへの口頭による陳述を行い、及びパネルからの質問に回答する権利

(d) パネルから第三国への質問に対して書面により回答する権利

6 第三国は、意見書その他の文書をパネルに提出する場合には、全紛争当事国及び他の第三国に対してこれらの文書を同時に提供する。

7 パネルは、全紛争当事国の同意を得て、第三国に対し、当該第三国のパネルの手續への参加に関し、追加的又は補足的な権利を与えることができる。

第十九・十一条 パネルの設置及び再招集

1 第十九・八条（パネルの設置の要請） 1の規定に基づいてパネル設置要請が行われた場合には、パネルがこの条の規定に従って設置される。

2 パネルは、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、三人のパネルの構成員から成る。この条の規定に基づくパネルの構成員の任命及び指名は、10及び13に規定する要件に適合するものとする。

3 全紛争当事国は、第十九・八条（パネルの設置の要請） 1の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から十日以内に、紛争の事実関係並びに技術的及び法的側面を考慮しつつ、パネルを構成するための手續について合意に達するために協議を開始する。15及び16の規定の適用に当たっても、その合

意された手続が用いられるものとする。

4 全紛争当事国が第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から二十日以内に、パネルを構成するための手続について合意に達することができない場合には、紛争当事国は、その後いつでも、5から7までに規定する手続を用いることを希望する旨を他の紛争当事国に通報することができる。その通報が行われた場合には、パネルは、5から7までの規定に従って構成される。

5 申立国は、4の規定に基づいて行われた通報が受領された日から十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。被申立国は、当該通報が受領された日から二十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。紛争当事国は、他の紛争当事国に対してパネルの構成員の任命について通報する。

6 全紛争当事国は、5の規定に基づくパネルの構成員の任命の後、パネルの議長を務める第三のパネルの構成員の任命に合意する。各紛争当事国は、その合意の達成に資するためにパネルの議長の候補者（三人を超えないものとする。）の名簿を他の紛争当事国に提供することができる。

7 いずれかのパネルの構成員が4の規定に基づいて行われた通報が受領された日から三十五日以内に任命

されなかった場合には、いずれの紛争当事国も、その後の二十五日の期間内にWTO事務局長に対し、その要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命するよう要請することができる。6の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、WTO事務局長にも提供されるものとし、必要な任命を行うに当たって用いられることができる。

8 WTO事務局長が、残りのパネルの構成員を任命することができない旨を全紛争当事国に通報する場合又は7の規定に基づいて行われた要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命しない場合には、いずれの紛争当事国も、常設仲裁裁判所事務総長に対し、残りのパネルの構成員を速やかに任命するよう要請することができる。6の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、常設仲裁裁判所事務総長にも提供されるものとし、12の規定に従って必要な任命を行うに当たって用いられることができる。(注)

注 国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則は、この8の規定による残りのパネルの構成員の任命を行うためには、用いない。

9 パネルの設置の日は、最後のパネルの構成員が任命された日とする。

10 各パネルの構成員は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

(b) 客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選出されること。

(c) いずれの締約国からも独立しており、並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けていないこと。

(d) いかなる資格においても対象となる事案を取り扱ったことがないこと。

(e) 自己の独立性又は公平性に関して正当な疑問を生じさせ得る情報を全紛争当事国に開示すること。

(f) 手続規則に附属する行動規範を遵守すること。

11 7又は8の規定によって任命される各パネルの構成員は、10に規定する要件のほか、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 国際法等の法律、国際貿易及び国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識を有すること。

(b) 十分な適格性を有する個人（公務員であるか否かを問わない。）（例えば、WTOの小委員会若しく

は上級委員会の委員を務め、又はWTO事務局において勤務したことがある個人、国際貿易に関する法律又は政策について教授し、又は著作を発表したことがある個人、WTOの加盟国の貿易政策を担当する上級職員として勤務したことがある個人）であること。

(c) パネルの議長については、可能な限り、次の(i)及び(ii)の要件を満たすこと。

(i) WTOの小委員会又は上級委員会の委員を務めたことがあること。

(ii) 紛争の対象となる事案に関連する専門知識又は経験を有すること。

12 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、8の規定によって、かつ、10及び11に規定する要件に従ってパネルの構成員を任命するに当たっては、次の手続を用いる。

(a) 常設仲裁裁判所事務総長は、全紛争当事国に対し、少なくとも三人のパネルの構成員の候補者を記載した同一の名簿を通報する。

(b) 各紛争当事国は、(a)に規定する名簿を受領した日から十五日以内に、自国が反対する候補者を削除し、及び自国の優先順位によって名簿の残りの候補者に番号を付した上で、当該名簿を常設仲裁裁判所事務総長に返送することができる。

(c) 常設仲裁裁判所事務総長は、(b)に定める期間の満了の後、返送された名簿の残りの候補者から、かつ、全紛争当事国が記載した優先順位に基づいて、残りのパネルの構成員を任命する。

(d) 何らかの理由によりこの12に定める手続によって残りのパネルの構成員を任命することができない場合には、常設仲裁裁判所事務総長は、この章の規定に従って残りのパネルの構成員を自己の裁量によって任命することができる。

13 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、パネルの議長は、いずれの紛争当事国又は第三国の国民であつてもならず、また、いずれの紛争当事国にも日常の住居を有してはならない。

14 各パネルの構成員は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。締約国は、パネルに付託された事案につき、パネルの構成員に指示を与えてはならず、また、個人として活動するパネルの構成員に影響を与えようとしてはならない。

15 この条の規定により任命されたパネルの構成員が辞任する場合又は職務を遂行することができなくなる場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有す

る。パネルの検討は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。この場合において、パネルの手續に関連する期間は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。

16 パネルが第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集される場合において、実行可能なときは、当該パネルは、当初のパネルと同じ構成員によって構成する。これが実行可能でない場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。

第十九・十二条 パネルの任務

1 パネルは、自己に付託された事案の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事項に関するものを含む。

- (a) 問題の事実関係
- (b) 全紛争当事国が引用するこの協定の規定の適用可能性
- (c) 次のいずれかの事項

- (i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。
- (ii) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

2 パネルは、全紛争当事国が当該パネルの設置の日から二十日以内に別段の合意をする場合を除くほか、次の付託事項を有する。

「この協定の関連規定に照らし、第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に基づいて行われたパネル設置要請において付託された事案を検討し、この協定に定めるところにより認定及び決定を行う。」

3 パネルは、報告書において次の事項を記載する。

- (a) 全紛争当事国及び第三国の主張を要約した説明部分
- (b) 問題の事実関係及びこの協定の規定の適用可能性についての認定
- (c) 次のいずれかの事項に関する自己の決定
 - (i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。
 - (ii) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

(d) (b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由

4 3の規定を適用するほか、パネルは、紛争に関するその他の認定及び決定であつて、全紛争当事国が共同で要請するもの及び自己の付託事項に定めるものを報告書に含める。パネルは、被申立国がその認定及び決定を実施し得る方法を提案することができる。

5 パネルは、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の関連規定、全紛争当事国の意見及び主張並びに次条（パネルの手續）12及び13の規定に従つて受領した情報又は技術上の助言に基づいて報告書を作成する。

6 パネルは、この協定に定める認定、決定及び提案のみを行う。

7 各第三国の意見は、パネルの報告書に反映される。

8 パネルの認定及び決定は、この協定に基づく権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に基づく権利及び義務を減ずることはできない。

9 パネルは、全紛争当事国と定期的に協議し、及び相互に合意する解決を図るための適当な機会を全紛争当事国に与える。

10 1 から4までの規定は、第十九・十六條（履行狀況の審査）又は第十九・十七條（代償及び讓許その他の義務の停止）の規定に従つて再招集されるパネルについては、適用しない。

第十九・十三條 パネルの手續

1 パネルは、この章の規定に従うものとし、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、手續規則を遵守する。

2 第十九・十一條（パネルの設置及び再招集）の規定に従つて設置されるパネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の發意により、全紛争当事国と協議の上、この章の規定及び手續規則と抵触しない追加的な手續に関する規則を採択することができる。第十九・十六條（履行狀況の審査）又は第十九・十七條（代償及び讓許その他の義務の停止）の規定に従つて再招集されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、この章の規定又は手續規則を適當と認める範圍で参照しつつ、この章の規定及び手續規則と抵触しない自己の手續に関する規則を定めることができる。

3 パネルの手續は、報告書を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、パネルの検討を不当に遅延させるべきでない。

日程

4 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には当該パネルの設置の日から十五日以内に、自己の検討の日程を定める。パネルの設置の日から最終報告書が全紛争当事国に発出される日までの期間は、原則として七箇月を超えないものとする。

5 第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13の規定に従って再招集されるパネルは、第十九・十六条（履行状況の審査）に定める期間を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には再招集の日から十五日以内に、履行状況の審査の日程を定める。

パネルの手続

6 パネルは、コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって認定及び決定を行うことができる。パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。個々のパネルの構成員が報告書において表明した意見は、匿名とする。

7 パネルの審議は、秘密とする。全紛争当事国及び第三国は、パネルにより出席するよう招請された場合に限り、出席する。

8 パネルが検討中の事案に関し、パネルといずれか一の紛争当事国のみとの間で接触があつてはならない。

意見書

9 各紛争当事国は、問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国及び第三国による意見書の提出についての明確な期限を含むものとする。

審理

10 4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国がパネルに自国の立場を表明するため少なくとも一回の審理について定めるものとする。原則として、当該日程は、特別な事情がある場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。

秘密の取扱い

11 パネルに対する意見書については、秘密のものとして取り扱うものとするが、全紛争当事国に及び第九・十条（第三国）に規定する場合には第三国に利用可能なものとする。全紛争当事国、第三国及びパネルは、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した情報であつて、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。この11のいかなる規定も、紛争当事国又は第三国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。ただし、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した陳述又は情報であつて、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを公開しないことを条件とする。紛争当事国又は第三国は、締約国の要請があつた場合には、自国の意見書に含まれている情報についての公開し得る秘密でない要約を提供する。

追加の情報及び技術上の助言

12 各紛争当事国及び各第三国は、パネルが必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、その要請に対して迅速かつ十分に応ずる。

13 パネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、適当と認める個人又は機関に対して追加の情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。ただし、その前に、パネルは、全紛争当事国の

意見を求めるものとする。全紛争当事国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきではないことを合意する場合には、パネルは、その要請を行ってはならない。パネルは、全紛争当事国に対し、受領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、並びに意見を提出する機会を提供する。パネルは、報告書の作成に当たり当該追加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、当該追加の情報及び技術上の助言に関する紛争当事国の意見も考慮する。

パネルの報告書

14 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、当該パネルの設置の日から百五十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出する。当該パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該パネルの設置の日から九十日以内に中間報告書を発出するよう努める。

15 第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、14に規定する期間内に中間報告書を発出することができないと認める例外的な場合には、全紛争当事国に対して中間報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。遅延は、その後の三

十日の期間を超えてはならない。

16 紛争当事国は、中間報告書を受領した日から十五日以内に、パネルに対して当該中間報告書に関する書面による意見を提出することができる。パネルは、全紛争当事国の当該中間報告書に関する書面による意見を検討した後、適当と認める更なる検討を行い、及び当該中間報告書を修正することができる。

17 パネルは、中間報告書を発出した日から三十日以内に、全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。

18 パネルの中間報告書及び最終報告書の起草については、全紛争当事国の参加なしに行う。

19 パネルは、全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から七日以内に、他の締約国に対して当該最終報告書を配布するものとし、紛争当事国は、その後いつでも、当該最終報告書に含まれる秘密の情報を保護することを条件として、当該最終報告書を公に利用可能なものとすることができる。

第十九・十四条 手続の停止及び終了

1 全紛争当事国は、いつでも、パネルの検討を停止することを合意することができる。ただし、その停止の期間は、その合意の日から十二箇月を超えないものとする。停止されたパネルの手続は、その停止の期間内において、いずれかの紛争当事国の要請があった場合には、再開する。その停止が行われた場合に

は、パネルの手續に関連する期間は、検討が停止された期間と同じ期間延長される。パネルの検討が十二箇月を超えて継続して停止された場合には、当該パネルは、全紛争当事国が別段の合意をするときを除くほか、その設置の根拠を失う。

2 全紛争当事国は、相互に合意する解決が得られた場合には、パネルの手續を終了することを合意することが出来る。全紛争当事国は、合意した場合には、パネルの議長に対してその合意を共同で通報する。

3 パネルは、最終報告書を発出する前において、パネルの手續のいかなる段階においても、全紛争当事国に対し友好的に紛争を解決するよう提案することが出来る。

4 全紛争当事国は、他の締約国に対し、1又は2の規定に従いパネルの手續が停止され、若しくは終了されたこと又はパネルが設置の根拠を失ったことを共同で通報する。

第十九・十五条 最終報告書の実施

1 パネルの認定及び決定は、最終的なものとし、かつ、全紛争当事国を拘束する。被申立国は、次のいずれかのことを行う。

(a) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないとパネルが決定する場合には、当該措置

を適合させること。

- (b) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったとパネルが決定する場合には、当該義務を履行すること。

- 2 被申立国は、パネルが第十九・十三条（パネルの手続）17の規定に従って全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から三十日以内に、履行に関する自国の意図を申立国に通報し、及び次のいずれかを行う。

- (a) 被申立国は、自国が1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

- (b) 被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない場合には、当該義務の履行のためにとることができる行動についての記載と共に、当該義務の履行のために必要であると認める合理的な期間を申立国に通報する。

- 3 被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない旨の通報を2(b)の規定に従って

行った場合には、当該義務を履行するための合理的な期間を与えられる。

4 可能な場合には、3に規定する合理的な期間は、全紛争当事国が合意するものとする。パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から四十五日以内に全紛争当事国が当該合理的な期間に合意することができない場合には、紛争当事国は、パネルの議長及び他の紛争当事国への通報を行うことにより、パネルの議長が当該合理的な期間を決定するよう要請することができる。その要請については、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から百二十日以内に行う。

5 4の規定に基づいて要請が行われた場合には、パネルの議長は、当該要請を受領した日から四十五日以内に、全紛争当事国に対し合理的な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。

6 パネルの議長が決定する合理的な期間は、指針として、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から十五箇月を超えるべきではない。当該合理的な期間は、特別の事情がある場合には、短縮し、又は延長することができる。

7 被申立国は、自国が1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を

生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

第十九・十六条 履行状況の審査（注）

注 第十九・六条（協議）の規定に基づく協議は、この条の規定に基づく手続については、必要とされない。

1 前条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務の履行のためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について全紛争当事国の間に意見の相違がある場合には、当該意見の相違については、その解決のために再招集されるパネル（以下この章において「履行状況審査パネル」という。）の利用によつて解決する。申立国は、被申立国への通報を行うことにより、履行状況審査パネルを再招集するよう要請することができる。申立国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。

2 1に規定する要請は、次のいずれか早い時の後においてのみ行うことができる。

(a) 前条（最終報告書の実施）の規定に従つて定められる合理的な期間が満了した時

(b) 被申立国が前条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行した旨を同条2(a)又は7の規定に従つて申立国に通報した時

3 履行状況審査パネルは、自己に付託された事案の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事

項に関するものを含む。

(a) 被申立国が前条（最終報告書の実施） 1 の規定に基づく義務を履行するためにとった行動についての
事実関係

(b) 被申立国が前条（最終報告書の実施） 1 の規定に基づく義務を履行するためにとった措置の有無又は
当該措置とこの協定との適合性

4 履行状況審査パネルは、報告書において次の事項を記載する。

(a) 全紛争当事国及び第三国の主張を要約した説明部分

(b) この条の規定の下で生ずる問題の事実関係及びこの協定の規定の適用可能性についての認定

(c) 前条（最終報告書の実施） 1 の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又は当該措置
とこの協定との適合性に関する決定

(d) (b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由

5 履行状況審査パネルは、1 の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日から十五日以内に
再招集される。履行状況審査パネルは、可能な場合には、その再招集の日から九十日以内に全紛争当事国

に対して中間報告書を発出し、その後三十日以内に全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。履行状況審査パネルは、いずれかの報告書を該当する期間内に発出することができないと認める場合には、当該いずれかの報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。

6 1の規定に基づいて行われる要請の日から履行状況審査パネルが最終報告書を発出する日までの期間
は、百五十日を超えてはならない。

第十九・十七条 代償及び譲許その他の義務の停止

1 代償及び譲許その他の義務の停止は、被申立国が合理的な期間内に第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行していない場合に利用することができる一時的な措置であるが、これらのいずれの措置よりも、同条1の規定に基づく義務を履行することが優先される。代償は、任意に与えられるものであり、また、代償が与えられる場合には、この協定に適合するものでなければならない。

2 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国からの要請があったときは、相互に受け入れることができる代償を策定するために交渉を開始する。

(a) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行する意図を有しないこ

とを申立国に通報する場合

(b) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施） 2の規定に従って申立国に通報しない場合

(c) 被申立国が合理的な期間の満了までに第十九・十五条（最終報告書の実施） 7の規定に従って申立国に通報しない場合

(d) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施） 1の規定に基づく義務を履行していないと履行状況審査パネルが前条（履行状況の審査）の規定に従って決定する場合

3 申立国は、次のいずれかの場合には、その後いつでも、無効化又は侵害の程度と同等の程度の譲許その他の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を被申立国及び他の締約国に通報することができるものとし、並びにその通報が受領された日の後三十日目の日に当該譲許その他の義務の停止を開始する権利を有する。

(a) 全紛争当事国が、2の規定に従って行われた要請が受領された日の後三十日以内に代償について合意することができなかった場合

(b) 全紛争当事国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかった場合

4 3の規定にかかわらず、申立国は、次のいずれかの場合には、3に規定する譲許その他の義務の停止を開始する権利を行使してはならない。

(a) 9の規定に従って審査が行われている場合

(b) 相互に合意する解決が得られた場合

5 3の規定に従って行われる通報には、意図する譲許その他の義務の停止の程度を明記し、及び申立国が譲許その他の義務を停止することを提案する関連分野を記載する。

6 申立国は、いかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則を適用する。

(a) 申立国は、まず、パネルがこの協定に基づく義務との不適合又は当該義務の不履行が存在すると決定した分野と同一の分野における譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

(b) 申立国は、同一の分野における譲許その他の義務を停止することができず、又は同一の分野における譲許その他の義務の停止が効果的でないと認める場合には、その他の分野における譲許その他の義務を停止することができる。

7 譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

8 被申立国は、次のいずれかの場合には、3の規定に基づいて行われた通報を受領した日から三十日以内に、申立国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。被申立国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。

(a) 被申立国が提案された停止の程度について異議を申し立てる場合

(b) 被申立国が自国が代償に関する合意の条件を遵守したと認める場合

(c) 被申立国が6に定める原則が遵守されなかったと認める場合

9 パネルは、8の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日から十五日以内に再招集される。再招集されたパネルは、その再招集の日から四十五日以内に、全紛争当事国に対して自己の決定を送付する。

10 9の規定に従って再招集されたパネルは、譲許その他の義務の停止の程度が無効化又は侵害の程度と同等でないと決定する場合には、同等の効果を有すると認める妥当な停止の程度を決定する。被申立国が代償に関する合意の条件を遵守したと当該パネルが決定する場合には、申立国は、3に規定する譲許その他の義務を停止してはならない。申立国が6に規定する原則を遵守しなかったと当該パネルが決定する場合

には、申立国は、6の規定に適合するよう当該原則を適用する。

11 申立国は、10に規定するパネルの決定に適合する態様でのみ譲許その他の義務を停止することができる。

12 譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務が履行されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

13 いずれの紛争当事国も、次のいずれにも該当する場合には、他の紛争当事国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。要請を行う締約国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。（注）

注 パネルがこの13の規定に従って再招集される場合には、当該パネルは、要請に応じ、被申立国がとった措置に関する自己の認定に照らして譲許その他の義務の停止の程度が引き続き妥当であるかどうかを決定することができるものとし、妥当でないと決定するときは、妥当な程度を決定することができる。

- (a) 申立国がこの条の規定に基づいて譲許その他の義務を停止する権利を行使している場合
- (b) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行した旨を同条7の規定

に従って通報する場合

(c) 第十九・十五条（最終報告書の実施） 1の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について全紛争当事国の間に意見の相違がある場合

14 13の規定に従ってパネルが再招集される場合には、前条（履行状況の審査） 3から6までの規定を準用する。

15 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施） 1の規定に基づく義務を履行したと13の規定に従って再招集されたパネルが決定する場合には、申立国は、譲許その他の義務の停止を速やかに終了する。

第十九・十八条 後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇

1 後発開発途上締約国に係る紛争の原因の決定及び紛争解決手続の全ての段階において、後発開発途上締約国の特殊な状況に特別の考慮が払われるものとする。これに関し、締約国は、この章に定める手続に従って後発開発途上締約国に係る事案を提起することについて妥当な自制を行う。無効化又は侵害が後発開発途上締約国によってとられた措置に起因すると認定される場合には、申立国は、前条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定又はこの章に定める手続によるその他の義務の対象となる事項について妥当

な自制を行う。

- 2 いずれかの紛争当事国が後発開発途上締約国である場合には、パネルの報告書には、紛争解決手続の過程で当該紛争当事国が引用したこの協定の規定であつて、後発開発途上締約国に対する特別のかつ異なる待遇に関するものについていかなる考慮が払われたかを明示するものとする。

第十九・十九条 費用

- 1 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、各紛争当事国は、自国が任命するパネルの構成員に係る費用並びに自国の経費及び訴訟費用を負担する。

- 2 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、パネルの議長に係る費用その他パネルの手續に関連する経費は、全紛争当事国が均等に負担する。

第十九・二十条 連絡部局

- 1 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内にこの章の規定のための連絡部局を指定するものとし、当該連絡部局の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。

2 この章の規定に基づく手続に関連する通報、要請、回答、意見書その他の文書については、関係する締約国に対し、当該締約国の指定された連絡部局を通じて送付する。当該締約国は、自国の指定された連絡部局を通じて、これらの文書の受領の確認を書面により行う。

第十九・二十一条 言語

1 この章の規定に基づく全ての手続は、英語によるものとする。

2 この章の規定に基づく手続における使用のために提出される文書は、英語によるものとする。原本が英語によるものでない場合には、当該手続における使用のために当該文書を提出する締約国は、当該文書を英語による訳文と共に提出する。